

# 建設リサイクル法による届出先について

対象建築物等の所在地と用途規模により届出先が異なります。下記によりご確認ください。ご不明な場合は、安来市建築住宅課（0854-23-3325）までお問い合わせください。

## 安来市建築住宅課 受付

**都市計画区域内** 建築基準法第6条第1項4号に掲げる建築物に関するもの

### 都市計画区域内 の建築物

(1) 特殊建築物 その用途に供する部分床面積の合計 $\leq 200\text{m}^2$

劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舍、学校、体育館、百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、倉庫、自動車車庫、自動車修理工場等

(2) 木造の建築物 階数 $\leq 2$ 階 かつ 延べ床面積 $\leq 500\text{m}^2$  かつ 高さ $\leq 13\text{m}$   
かつ 軒の高 $\leq 9\text{m}$

(3) 木造以外の建築物 平家 かつ 延べ床面積 $\leq 200\text{m}^2$

例：都市計画区域内の木造2階建て住宅 延床面積  $80\text{m}^2$ 以上の解体⇒⇒⇒安来市

## その他は松江県土整備事務所 受付

### 建築物に関するもの

建築部建築課 松江市東津田町 1741 番地 1 0852-32-5757

### 建築物以外の工作物

企画調整スタッフ 松江市東津田町 1741 番地 1 0852-32-5403

建築物に関する届出先確認フロー図

